

福岡市税滞納処分による差押不動産の公売

令和8年10月 福岡市 インターネット不動産公売広報 (期間入札)

【参加申込期間】 令和8年 9月18日(金)午後 1時00分から
令和8年10月 6日(火)午後11時00分まで

【入札期間】 令和8年10月13日(火)午後 1時00分から
令和8年10月20日(火)午後 1時00分まで

※事前の入札参加申込がなければ入札できません

【入開札場所】 KSI官公庁オークションサイト(<https://kankocho.jp>)

(紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムです。)

<公売手続に関する問い合わせ・書類提出先>

福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課

担当 : 南

〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号
博多区役所9階

TEL:092-292-3134

FAX:092-292-4112

stainoseiri.FB@city.fukuoka.lg.jp

※お問い合わせは、平日の午前9:00～午後5:00 お願いします。

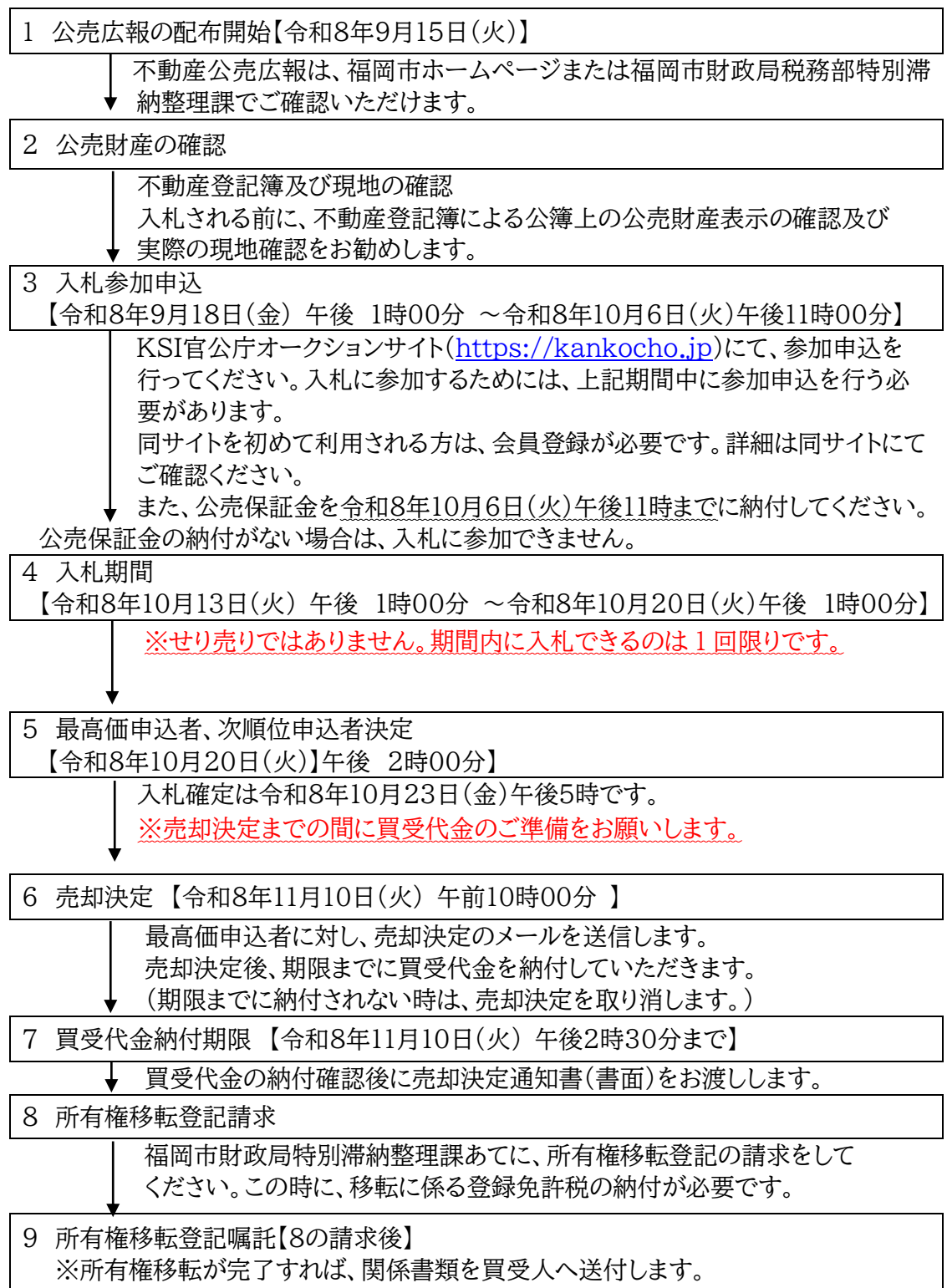
※ID取得・入力方法についてはシステム運用会社へお問い合わせください。

目 次

公 売 参 加 の 手 引 き	1
1 期間入札による公売の流れ(あらまし)	
2 公売参加に必要なもの	
3 入札参加の資格	
4 入札参加申込と公売保証金の納付	
5 入札	
6 開札	
7 最高価申込者及び次順位買受申込書の決定	
8 売却決定・買受代金の納付	
9 売却決定等の取消し	
10 入札・買受申込等の取消し	
11 権利移転の時期等	
12 福岡市暴力団排除条例に基づく排除措置等	
令和8年10月福岡市インターネット不動産公売のご案内	6
公 売 財 産 一 覧 表	7
公 売 財 産 の 詳 細	8
記 載 例	16
・陳述書(個人用)	
・陳述書(法人用)	
・入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項	
・委任状	

公売参加の手引き

1 期間入札による公売の流れ(あらまし)



※各項目の詳細は次頁以降でご確認ください。

2 公売参加に必要なもの

KSI官公庁オークションサイトにて参加申込をされた後、以下の書類を福岡市ホームページからダウンロードのうえ、**令和8年10月6日(必着)**までに郵送で提出して下さい。提出が確認できない場合は、入札に参加できません。

区分	必要書類等	備考
共通 (個人・法人)	公売保証金の納付	KSI官公庁オークションサイトにて所定の手続きに従ってクレジットカードにて納付してください。
	陳述書	個人、法人、共同入札の場合それぞれで様式が異なります。法人は役員名を全て記入してください。 代理人を立てる場合は、代理人の陳述書も必要です。 ※詳しくは、福岡市インターネット公売ガイドラインP5「陳述書について」をご確認ください。
	本人確認書類	個人の場合は免許証等、法人の場合は商業登記簿(原本)を提出してください。
代理人	委任状	代理人を立てる場合に提出してください。代理人の本人確認書類の写しも提出してください。 法人が入札する場合で、代表者以外の方が入札に参加される場合は、委任状及び代理人の本人確認書類の提出が必要です。 ※共同入札代表者が代理人に委任する場合は、共同入札者全員の委任状が必要です。

3 入札参加の資格

以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。

また、(ア)から(キ)に該当する方は、代理人を通して参加することもできません。

(ア)国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)の規定に該当する方

(イ)福岡市インターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションサイトに関連する規約、ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方。

(ウ)公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない方

(エ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

(オ)18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(カ)公売手続及び関係書類の内容を日本語で理解できない方。ただし、その代理人がこれらを理解できる場合を除きます。

(キ)日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

※ 代理人が入札手続を行う場合は、代理権限を証する委任状及び陳述書(暴力団員等に該当しないことの陳述)の提出が必要です。なお、代理人についても、上記の公売参加資格を満たす必要があります。

※ 入札後に、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、最高価申込者となった場合であっても、その決定を取り消し、公売財産を買い受けることはできません。

4 入札参加申込と公売保証金の納付

入札に参加するためには、KSI官公庁オークションサイトの会員登録、入札参加申込、陳述書の提出及び公売保証金の納付が必要です。

(1)入札参加申込(令和8年9月18日(金) 午後1時00分～令和8年10月6日(火)午後11時00分)

KSI官公庁オークションサイトにて、入札参加申込をしてください。会員登録をされていない方は会員登録をお願いします。登録方法及び入札参加申し込み方法については、オークションサイト内のガイドラインやヘルプをご参照ください。

会員登録や入札参加に際し、システム利用料の負担はありません。

(2)公売保証金の納付(令和8年10月6日(火)午後11時00分まで)

公売保証金の納付は、KSI官公庁オークションサイトの公売物件詳細画面より公売参加申込を行ったうえで、所定の手続きに従い、クレジットカードにて納付してください。

なお、公売保証金に利子は付きません。

①公売保証金の納付方法

納付期限	令和8年10月 6日(火) 午後11時00分まで ※公売保証金の納付が無い場合は、入札は受け付けられません。
納付方法	クレジットカード
納付金額	400,000円

②公売保証金の払戻し

「最高価申込者、次順位買受申込者」以外の方

最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。なお、クレジットカード会社の処理時期等の都合により、いったん引落しが行われた後、翌月以降に返還される場合があります。

「次順位買受申込者」の方

次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者に対する売却決定後に返還します。ただし、最高価申込者に対する売却決定が取り消され、次順位買受申込者に売却決定がされた場合は、買受代金の一部に充当します。

※1 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定については、4頁を参照してください。

③売却決定等の取消し・公売保証金の取扱い

下表のア～ウの場合は、国税徴収法の規定に基づいて、売却決定等を取り消し、公売保証金は下欄のとおり取り扱います。

売却決定等を取り消す場合		公売保証金の取扱い
ア	最高価申込者又は次順位買受申込者等が、前記「3入札参加の資格」(ア)に該当した場合	福岡市に帰属
イ	売却決定を受けた者が、公売財産の買受代金を納付期限までに納付しない場合	その公売に係る福岡市徴収金に充当(残余があるときは滞納者に交付)

ウ	・売却決定に基づく買受代金納付前に、その公売に係る福岡市徴収金の完納の事実が証明された場合 ・法律の規定に基づき公売手を停止した場合において、買受人が買受申込み等を取り消した場合	買受人に返還
---	--	--------

5 入札

入札は一度のみで、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできません。また、入札期間の自動延長はありません。

6 開札

入札期間終了後、福岡市は開札を行い、入札価額が見積価額以上で最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。最高価申込者の会員識別番号(ログインIDではありません)及び落札価格を公売システム上に一定期間公開し、開札結果を公表します。

最高価額の入札者が複数いる場合は、その方々を対象に追加入札を行います。追加入札の価額は、当初の入札価額以上でなければなりません。なお、追加入札後も最高価額の入札者が複数いる場合は、自動抽選により最高価申込者を決定します。

当初の入札価額に満たない価額で追加入札をしたとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、国税徴収法第108条の規定(その後2年間の公売場所への入場、入札等の制限)が適用され、公売保証金を返却しない場合があります。

7 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

開札後、最高価申込者及び次順位買受申込者を決定します。

(1) 最高価申込者の決定

見積価額以上で入札した方のうち最も高い価額で入札した方を最高価申込者として決定します。

(2) 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込をした入札者のうち、最も高い価額で入札し、かつその入札価額が最高価申込価額から公売保証金額を差し引いた額以上である場合は、次順位買受申込者として決定します。

8 売却決定・買受代金の納付

売却決定日に、最高価申込者に対して、売却決定の通知メールを送信します。最高価申込者に対する売却決定が取り消されたときは、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

買受人は、納付期限までに買受代金の全額(公売保証金を除く)を一括して納付する必要があります。なお、納付期限までに買受代金の入金を確認できないときは、売却決定が取り消され、公売保証金は没収します。

買受代金	入札価額から公売保証金額を差し引いた額
納付期限	令和8年11月10日(火) 午後2時30分まで ※ 次順位買受申込に対して売却決定が行われた場合は、福岡市から改めて納付期限(その売却決定の日から起算して7日を経過した日等)をご案内します。
納付方法	銀行振込(振込手数料は買受人負担)

9 売却決定等の取消し

売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る市税徴収の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します(その場合、公売保証金は返還します)。その他、買受人が入札参加資格を満たさないことが判明した場合や、買受代金をその納付期限までに納付しない場合、又は国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合は、その売却決定を取り消します。

10 入札・買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき公売手続が停止される場合があります。この場合、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込等の取消しをすることができ、取り消された場合には公売保証金を返還いたします。

11 権利移転の時期等

(1) 権利移転及び危険負担移転の時期

公売財産の所有権は、買受代金が全額納付された時に買受人へ移転します。また、その時以後に生じた公売財産の滅失、損傷その他の損害については、買受人の負担となります。

(2) 公売財産に関する注意事項

福岡市は、公売財産の引渡義務を負いません。使用者又は占有者に対する明け渡し請求、残置物の処理その他必要な手続きは、買受人の責任において行ってください。

また、公売財産の種類、品質その他の内容について不適合があった場合でも、福岡市に対して補修、買受代金の減額、損害賠償又は買受の取消を請求することはできません。

土地の境界については、買受人が隣接土地所有者と協議してください。

(3) 所有権移転登記

所有権移転登記は、買受人の請求に基づき福岡市が関係機関に対して嘱託します。登録免許税その他の権利移転に必要な費用は買受人の負担となります。なお、必要書類等については売却決定後にご案内します。

12 福岡市暴力団排除条例に基づく排除措置等

(1) 売却決定等の取消し

福岡県警察本部からの通知等により、入札者又は最高価申込者が、前記「3 入札参加の資格」(エ)の暴力団員等に該当することが判明したときは、国税徴収法第108条第5項に該当するものとして、その入札がなかったものとし、又はその決定等を取り消します。

(2) 公売保証金の取扱い

前記(1)のとおり売却決定等の取消しを行った場合は、その入札者等が納付した公売保証金は本人に返還しますが、国税徴収法第189条による罰則の適用を検討します。

令和8年10月福岡市インターネット不動産公売のご案内

公売方法	官公庁インターネットオークションシステムを用いた期間入札
参加申込期間	令和8年 9月18日(金)午後 1時00分から 令和8年10月 6日(火)午後11時00分まで
公売保証金の 納付期限	令和8年10月 6日(火)午後11時00分まで
必要書類の 提出期限	令和8年10月 6日(火)必着(郵送で提出してください) ※必要書類(陳述書等)の提出がなければ入札できません。
入札期間	令和8年10月13日(火)午後1時00分から 令和8年10月20日(火)午後1時00分まで
入札場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する、公売に関するインターネットオークションシステム上(https://kankocho.jp)
入札確定日時	令和8年10月23日(金) 午後5時00分
売却決定日時	令和8年11月10日(火) 午前10時00分
買受代金の 納付期限	令和8年11月10日(火) 午後2時30分まで
問い合わせ先	福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課 担当:南(みなみ) 〒812-8512 福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号 博多区役所9階 TEL:092-292-3134 FAX:092-292-4112 【受付時間】平日の午前9時00分から午後5時00分まで

【注意事項】

- ① 公売参加にあたっては、KSI官公庁オークションサイトのヘルプページおよび福岡市インターネット公売ガイドラインを必ずご覧ください。福岡市インターネット公売ガイドラインは、福岡市ホームページ上で公開しています。
- ② あらかじめ公売財産の現況、法令上の規制等を確認し、登記簿等を閲覧したうえで入札に参加してください。
- ③ 公売財産について本書に掲載している事項が現況と異なる場合は、現況を優先します。
- ④ 福岡市は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者等に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。なお、土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。
- ⑤ 福岡市は、公売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任等を負いません。
- ⑥ 本書に掲載の公売財産について、公売を中止する場合があります。
- ⑦ 画地内に多くの残置物があります。
残置物の処分については買受人の責任において行う必要があります。
- ⑧ 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- ⑨ 公売財産の詳細に記載されている情報以外は回答できません。

< 公売財産一覧表 >

執行機関	福岡市 財政局 税務部 特別滞納整理課
売却区分	特整 1
見積価額	3,900,000 円
公売保証金	400,000 円
公売財産	土地 3 筆(一括換価)
不動産の表示	土地 3 筆 (不動産番号) 2911000160681 (所在) 福岡市西区能古字寺脇 (地番)517 番 (地目)宅地 (地積)168・00平方メートル (不動産番号) 2911000160682 (所在) 福岡市西区能古字寺脇 (地番)518 番 1 (地目)宅地 (地積)1133・68 平方メートル (不動産番号) 2911000160688 (所在) 福岡市西区能古字寺脇 (地番)518 番 7 (地目)山林 (地積)27・00 平方メートル
住所	福岡市西区能古
詳細	8～15 頁

【注意】

あらかじめ公売システム上の公売物件詳細画面や執行機関(福岡市特別滞納整理課)において閲覧に供されている公売公告などをご覧になり、公売財産の現況、法令上の規制等を確認してください。また、登記・登録制度のある財産については、関係公簿(登記簿)などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。

見学会などはいきませんので、現地確認などはご自身で行ってください。現地確認などの際には、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことにご留意ください。

◆公売財産の詳細

売却区分	特整 1	執行機関	福岡市財政局税務部 特別滞納整理課
見積価額	3,900,000 円	公売保証金	400,000 円
画地条件	地積	1328.68 m ² (登記表示による)	
	間口	約 33m	
	奥行	約 40m(最大)	
	形状	やや不整形	
	接面状況	中間画地で、等高～約 4m 低位に接面	
	その他	画地内は雑木・雑草等が繁茂し、南向きの下り傾斜地を含む画地内段差があります。接面街路と比較して、画地南端部は約 7m 低位に位置しています。	
街路条件	道路の種類	市道(建築基準法第42条第 1 項に該当)	
	系統及び連続性	地域内では普通	
	幅員	北側約 8.1m	
	舗装	有	
	歩道	有	
交通接近条件	最寄駅	福岡市営地下鉄 姪浜駅まで約 4.6km	
	最寄渡船場	福岡市営渡船能古旅客待合所まで約 450m	
	最寄バス停	「能古学校前」バス停まで約 200m	
	公共施設等	能古小中学校まで約 200m	
環境条件	隣接不動産等 周辺の状況	雑種地、原野等	
	供給処理施設 設備の状況	上水道・公共下水道(いずれも引き込み可)	
行政的条件	区域	市街化調整区域	
	建ぺい率	基準 40%	
	容積率	指定 50%	
	災害関連	土砂災害警戒区域指定なし	
	防火規制	無	
	埋蔵文化財の 有無	画地の南東部が埋蔵文化財包蔵地内に位置し、その他の部分も隣接地に指定されています。	

特記事項	境界	境界は未確認です。境界確定は隣接地所有者と協議してください。
	利用の現況	木造家屋(概測約 21 m ²)及び物置等が複数存在します。 現地調査時点で木造家屋1棟、物置等 4 棟を確認しており、いずれも空き家で未登記です。家屋等の合計概測延床面積は約 33 m ² です。 また、画地内には所有者不明の動産や工作物等が存在します。 土地利用の際には、雑木・雑草等の伐採、整地工事等の費用が必要となる場合があります。
	その他	公売の対象となるのは土地のみです。画地内の家屋、動産等残置物は公売対象に含まれません。 福岡市は公売財産の引渡義務を負わないため、残置物の処理等はすべて買受人の責任において行うことになります。

所在図 所在： 福岡市西区能古字寺脇517番、518番 1、518番 7



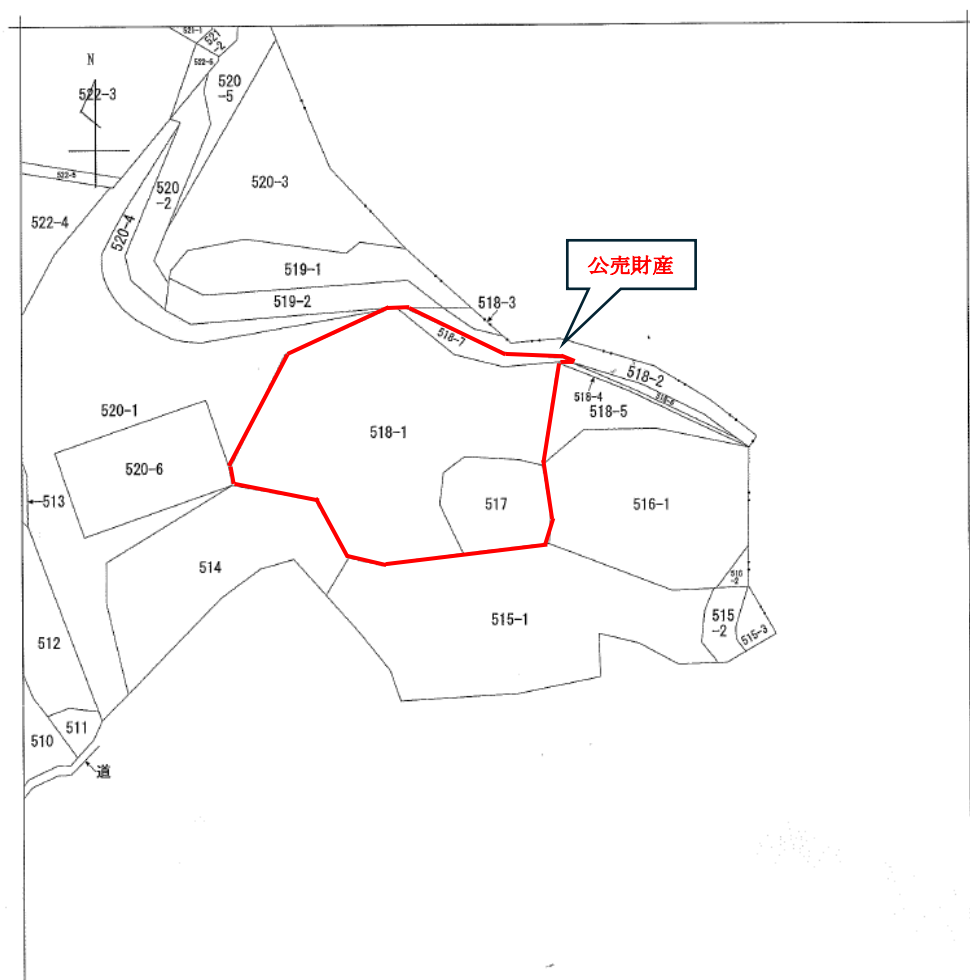
拡大図 1



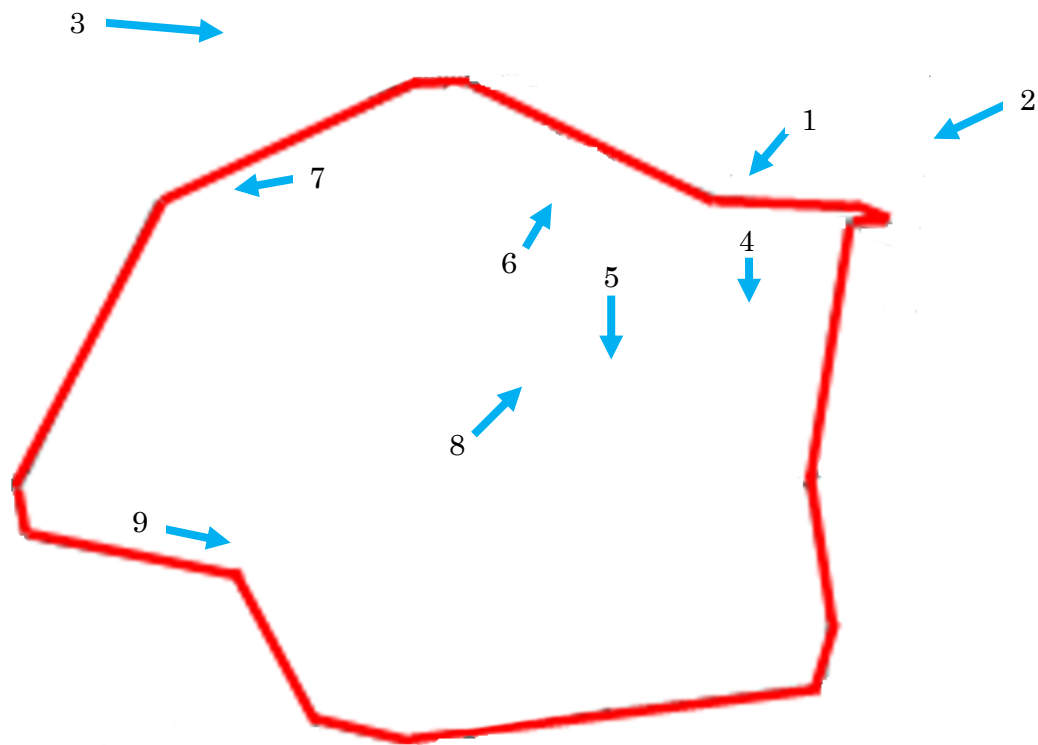
拡大図 2



公図



現地写真(令和 8 年 6 月撮影)
※各写真は下図番号の位置から撮影



1 画地周辺はフェンスで囲われています。フェンスは破損している場所もあります。



2



3



4 木造家屋、小屋の一部です。



5



6 画地内段差の一部です。



7



8 段差、工作物があります。



9



陳 述 書（個人用）

福岡市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。 ← **暴力団等ではないことの陳述**

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。 ← **「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの申述**

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要

区分番号	特 整 1	陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	住 所	住所・氏名（フリガナ）・生年月日・性別については、住民票（商業登記簿）のとおり記載してください。	
	（フリガナ）		
	氏 名		
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、**インク又はボールペン**で書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。**
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。**
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。**

陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」を併せて提出してください。

陳 述 書（法人用）

福岡市長 様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

法人の役員が暴力団等ではないことの陳述

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者がいない」又は「自己の計算において入札等をさせようとする者が暴力団員等ではない」ことの申述

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

「自己の計算において入札等をさせようとする者」がいない場合はチェック不要

区分番号	特整 1	陳述書作成日	令和 年 月 日
入札者（買受申込者）	法人所在地	所在地・名称（フリガナ）については、それらを証明する文書（商業登記簿等）のとおり記載してください。	
	（フリガナ）		
	法人名称		
	代表者氏名		
	役員	陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」のとおり	

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 陳述書（法人用）別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」を併せて提出してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

【記載例】 入札者（買受申込者）が法人の場合

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を併せて提出してください。

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒●●●-●●●● 福岡市●●●区●●●○丁目○番○号	
	(フリガナ)	● ● ● ● ● ● ● ●	
	氏 名	● ● ● ● ● ●	役職 代表取締役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ●●年 ●月 ●日	
		〒▲▲▲-▲▲▲▲	
3	住 所	〒◆◆◆-◆◆◆◆ ◆◆◆県◆◆◆市◆◆◆◇番地	
	(フリガナ)	◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	
	氏 名	◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆	役職 監査役
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☒ 昭和 ☐ 令和 ◆◆年 ◆月 ◆日	
4	法人の業務の執行又は監査に係る権限を有する者を全員記載してください。 【申述書に記載すべき役員の範囲の例】 株式会社及び有限会社 : 取締役、監査役、会計参与及び執行役 合名会社、合資会社及び合同会社 : 社員 その他の法人 : 上記役員等に準ずるもの なお、役員が法人の場合には、当該法人の役員についても陳述する必要があります。		
5	住 所	〒 -	
	(フリガナ)		
	氏 名		役職
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和 年 月 日	

【注意事項】

【注意事項】をよく読んで記載してください。

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

委任状

福岡市長 様

委任者(入札者)

住所又は所在地

福岡市中

氏名又は法人名及び法人代表者氏名

●● ●●

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します

受任者(代理人)

住所又は所在地

福岡市博多区〇〇〇〇

氏名又は法人名及び法人代表者氏名

▲▲ ▲▲

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

委任事項

令和 8 年 10 月福岡市インターネット不動産公売の売却区分特整 1 に係る、

- 1 入札手続きに関する権限
- 2 公売保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 買受代金の納付に関する権限
- 4 公売財産の受領及び権利移転手続きに関する権限
- 5 上記1から4に附帯する一切の権限

「委任状作成の注意事項」を参照し、委任する
手続に応じたものに○を
記載してください。